

第6章 事後調査の結果により環境に及ぼす影響が著しいことが明らかになった場合の措置

6.1 工事中

植物（移植個体のモニタリング）については、計画地における保全すべき種（イヌスギナ、ササバギンラン）の生育状況を移植前に確認したところ、いずれの生育個体も確認されず、両種とも、植生の繁茂により個体が消失したものと考えられる。以上の経緯より、移植及び移植個体のモニタリングは実施しないこととなったが、工事の実施による影響は生じないことから、環境保全措置を実施する必要はないと考えられた。

自然とのふれあいの場・地域交通（鶴巻陸橋（西）交差点付近含む危険箇所等の周知）については、周知資料に基づき、工事関係車両ドライバーへ交通事故発生箇所や危険箇所でのルールを新規入場者教育等で工事関係車両のドライバーに適切に周知したことから、環境影響評価書に示した環境保全措置を確実に実施した。

地域交通（大門北交差点でのUターン禁止の周知及びUターン車両台数の監視）については、環境保全措置にて、大門北交差点及び大門交差点でのUターン禁止に関するルールを工事関係車両ドライバーに適切に周知し、環境影響評価書の予測条件において、大門北交差点で北からUターンする台数は22台/時としていたが、事後調査結果より、交差点で北からUターンした車両は工事期間中を通じて計29,726台中2台のみ（0.007%）であった。以上のことから、工事中の環境保全措置により周辺環境への影響が十分に低減され、工事の実施による影響はほとんどなかったことから、追加の環境保全措置実施する必要はないと考えられた。

これらのことから、植物、自然とのふれあいの場及び地域交通について、評価書に記載した環境保全措置が確実に実施されており、工事の実施による影響が軽微であることから、追加措置は実施しないこととした。

6.2 存在・供用時

景観（主要な眺望景観）については、本計画では、事後調査結果は予測評価結果と同等の結果であったことから、評価書における予測結果は概ね妥当であることを確認した。また、計画施設の外壁は周辺景観との調和に配慮した色彩としたことから、違和感・圧迫感はほとんど感じられないと考えられる。以上のことから、存在・供用時の環境保全措置により敷地及び施設の存在による周辺環境への影響が十分に低減されていることから、追加の環境保全措置を実施する必要はないと考えられた。

自然とのふれあいの場・地域交通（鶴巻陸橋（西）交差点付近含む危険箇所等の周知）については、周知資料に基づき、交通安全教育（計185名に実施）、社内掲示、関係者へのメール周知等により当該地点を含めた交通事故発生箇所や危険箇所でのルールを物流関係車両のドライバーに適切に周知したことから、環境影響評価書に示した環境保全措置が確実に実施された。

これらのことから、景観、自然とのふれあいの場及び地域交通について、評価書に記載した環境保全措置が確実に実施されており、本計画施設の存在・供用による影響が軽微であることから、追加措置は実施しないこととした。